

住宅省エネ基準(H25年基準)の施行に伴い、10月に廃止される現行の住宅省エネ基準(H11年基準)を当面引用するための形式改正を10月1日に施行。
今回審議事項に係る改正については、原則、平成27年4月施行予定。ただし、その他改正事項については、公布日施行を予定。なお、省エネ基準の見直し等に伴う改正における「5-1断熱等性能等級」については、公布日より先行適用を検討。

